

令和８年度（２０２６年度）アドバンスト・エッセンシャルワーカー等
育成支援事業に係る伴走支援業務委託契約書（案）

委託者熊本県（以下「甲」という。）と受託者〇〇（以下「乙」という。）とは、令和８年度（２０２６年度）アドバンスト・エッセンシャルワーカー等育成支援事業に係る伴走支援業務について、次のとおり委託契約を締結する。

（総則）

第１条 甲は、令和８年度（２０２６年度）アドバンスト・エッセンシャルワーカー等育成支援事業に係る伴走支援業務（以下「業務」という。）の実施を乙に委託し、乙は、これを受託する。

（業務内容）

第２条 前条の規定により甲が乙に委託する業務の内容は、別紙令和８年度（２０２６年度）アドバンスト・エッセンシャルワーカー等育成支援事業に係る伴走支援業務委託仕様書及び特記仕様書（以下これらを「仕様書」という。）のとおりとする。

（委託料）

第３条 業務の委託料（以下「委託料」という。）は、金〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇〇円）とする。

（委託期間）

第４条 業務の委託期間（以下「委託期間」という。）は、令和〇〇年（〇〇〇〇年）〇〇月〇〇日から令和〇〇年（〇〇〇〇年）〇〇月〇〇日までとする。

（契約保証金）

第５条 乙は、この契約を締結するときに、契約保証金として金〇〇〇〇円を甲に納付しなければならない。

２ 前項の契約保証金には、利息を付けない。

３ 第１項の契約保証金は、第１０条に規定する損害賠償の予定又はその一部と解釈しないものとする。

４ 甲は、乙がこの契約により生ずる義務を履行しないときは、第１項の契約保証金を甲に帰属させることができる。

５ 甲は、乙がこの契約により生ずる義務を履行したときに第１項の契約保証金を還付するものとする。

【契約保証金免除の場合】

第５条契約保証金は、免除する。

注)契約保証金を免除できるのは、熊本県会計規則第７８条各号に該当する場合である。

（権利義務の譲渡等）

第６条 乙は、この契約により生ずる権利を第三者に譲渡し、又はこの契約により生ずる義務を第三者に引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の文書による承諾を得たときは、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第7条 乙は、業務の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の文書による承諾を得たときは、この限りでない。

(業務実施計画書の作成等)

第8条 乙は、円滑に業務を実施するためこの契約の締結後速やかに、仕様書に基づいて業務実施計画書(以下「計画書」という。)を作成し、甲に提出するものとする。

(仕様に不適合の場合の措置)

第9条 甲は、乙の実施した業務が仕様書に適合していないと認めたときは、乙に対し、業務の補正を命ずることができる。この場合において、当該補正に要する費用は、乙の負担とする。

(損害賠償)

第10条 乙は、業務の実施に当たり甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、乙の責めに帰することができない事由によって当該損害が生じた場合は、この限りでない。

(委託料の支払)

第11条 乙は、業務を完了したときは、遅滞なく委託業務完了報告書を甲に提出しなければならない。

2 乙は、前項の規定による業務完了報告書を提出し、甲の検査に合格したときは、遅滞なく支払請求書を甲に提出しなければならない。

3 甲は、前項の支払請求書が正当であると認めたときは、その書類を受理した日から30日を経過する日までに委託料を乙に支払わなければならない。

(遅延利息)

第12条 甲は、委託料を前条第3項に規定する期日までに支払わなかったときは、当該期日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、その未支払額について政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の財務大臣の決定する率で計算して得た金額に相当する遅延利息を乙に支払わなければならない。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

(甲の解除権)

第13条 甲は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、乙が委託期間内にこの契約の全部若しくは一部を履行しないとき、又はその履行の見込みがないことが明らかになったとき。

(2) 乙がこの契約の解除を申し出たとき。

(3) 乙の業務が著しく不誠実と認められ、又はこの契約を誠実に履行する意思がないと認められるとき。

(4) 乙がこの契約及び仕様書に定める事項に違反したとき。

(5) 次のアからウまでのいずれかに該当するとき。

ア 乙が熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号。以下この号において「条例」という。）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者であると認められるとき。

イ 乙の役員又は使用人（条例第2条第4号に規定する公安委員会規則で定める使用人をいう。以下この号において同じ。）が乙若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）の威力を利用したと認められるとき。

ウ 乙の役員又は使用人が乙の行う事業に関し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、法第2条第6号に規定する暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益を供与したと認められるとき。

2 乙は、前項の規定によりこの契約を解除されたときは、乙の責めに帰すべき事由がないときを除き、甲に委託料の100分の10に相当する金額を違約金として支払うものとする。

3 前項の場合において、第5条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。

（談合その他不正行為による甲の解除権）

第14条 甲は、乙がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対する刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による解除の場合に準用する。

（賠償の予約）

第15条 乙は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、委託料の100分の20に相当する金額を支払わなければならない。この契約の履行が完了した後も同様とする。ただし、前条第1項第3号に該当する場合のうち、乙に対する刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額及び第13条第2項に規定する違約金の合計額を超える場合においては、その超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

(秘密の保持)

第16条 乙は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後も、同様とする。

(従業者の事故)

第17条 業務の実施に関して生じた乙の従業者の事故については、甲は、その責めを負わないものとする。

(報告及び調査)

第18条 甲は、委託期間中及び委託期間の終了後において必要と認める場合は、乙に対しこの契約に関し必要な報告を求め、又はその職員に、乙の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させることができる。

2 乙は、甲が前項の規定により報告を求め、又は調査を行うときは、これに応じるものとする。

(関係法令の遵守)

第19条 乙は、この契約を履行するに当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他関係法令を遵守しなければならない。

(疑義等の解決)

第20条 この契約について疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ、解決するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

令和 年（ 年） 月 日

甲 熊本県
代表者 印

乙 住所
〇〇株式会社
代表取締役 印